

「瞬解・ビジネス著作権検定テキスト」追補

著者 塩島 武徳

未施行であった改正著作権法および改正意匠法が令和2年4月から施行されたことに伴い、改正ポイント（出題範囲に関するもの）をお知らせいたします。

★（著作権法の改正）

教育の情報化に対応した著作権制限規定（法35条）

ICT（情報通信技術）の活用により教育の質の向上等を図るため、学校等（営利目的のものを除きます）の授業や予習・復習のために教師が他人の著作物を用いて作成した教材を、ネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為（公衆送信）等が、許諾なく行えるようになります。但し、教室での対面授業及び当該対面授業の同時中継（同時遠隔授業）以外で利用する場合には、個別の許諾は不要であるものの、文化庁長官が指定した団体に補償金を支払う必要があります（特例により令和2年度は補償金が不要とされます）。

↓ これにより…

ワンストップの「補償金（授業目的公衆送信補償金）の支払のみ」で、学校の先生が他人の著作物を複製して作成した教材を、予習・復習のため、又はオンデマンド授業（Eラーニング）を受ける生徒のため自動公衆送信（動画送信等）できるようになります。

★（意匠法の改正）

改正点	改正前	改正後
意匠の定義	この法律で「意匠」とは、 物品 （物品の部分を含む）の形状、模様もしくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。	この法律で「意匠」とは、 物品 （物品の部分を含む）の形状、模様もしくは色彩もしくはこれらの結合（以下「形状等」という）、 建築物 （建築物の部分を含む）の形状等 又は 画像 （機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの）に限り、 画像 の部分を含む）であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
保護対象	①物品（動産）及び物品の一部分のデザイン（全体意匠・部分意匠） ②機器の操作用画像（その機能を発揮するため、その機器に内蔵され表示されるもの・GUI） ③関連意匠（バリエーション展開） ④組物意匠（セット品のデザイン） ⑤動的意匠（変化前後のデザイン）	左記に加え ⑥建築デザイン（建物外観など） ⑦内装デザイン（店内内装など） ⑧インターネット・クラウドにより配信される（機器に内蔵されていない）操作用画像 ⑨機器から投影される画像 などを追加。
保護期間	意匠登録日から 20 年	意匠登録の 出願日 から 25 年

以上